

議案第 45 号

立川市新学校給食共同調理場整備運営事業者選定審査委員会設置条例施行規則について

上記の議案を提出する。

令和 2 年 7 月 9 日

提出者 立川市教育委員会
教育長 小町 邦彦

理由 立川市新学校給食共同調理場整備運営事業者選定審査委員会設置条例（令和 2 年立川市条例第 34 号）の施行について必要な事項を定めるため

立川市新学校給食共同調理場整備運営事業者選定審査委員会設置条例
施行規則

(目的)

第1条 この規則は、立川市新学校給食共同調理場整備運営事業者選定審査委員会設置条例（令和2年立川市条例第34号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(委員の区分)

第2条 条例第3条第1号に掲げる学識経験者は、3人とし、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) P F I ・ P P P、金融及び財務に関し学識経験を有する者
- (2) 建築に関し学識経験を有する者
- (3) 集団給食及び衛生管理に関し学識経験を有する者

2 条例第3条第2号に掲げる市の職員は、2人とする。

(委員の報酬)

第3条 条例第3条第1号に掲げる委員の報酬は、立川市非常勤職員給与等支給条例（昭和36年立川市条例第2号）別表の規定により、日額27,000円とする。

(会議録)

第4条 委員長は、会議録を調製し、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席委員の氏名
- (3) 付議した事項及び審議の概要
- (4) その他必要と認める事項

(庶務)

第5条 立川市新学校給食共同調理場整備運営事業者選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）の庶務は、教育委員会事務局教育部学校給食課において処理する。

(委任)

第6条 この規則の施行に係る審査委員会の運営について必要な事項は、委員長が審査委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。